

繁華街における快適な商業環境の整備に関する指針

第1 目的

この指針は、さいたま市商業等の振興に関する条例（平成23年さいたま市条例第14号）第8条第2項の規定に基づき、快適な繁華街を創出するために必要な方策を示すことにより、来訪者が繁華街を快適に通行し、又は繁華街において安心して飲食、買物等を行うことができる商業環境を整備することを目的とする。

第2 基本的な考え方

- (1) 本指針は、誰もが繁華街を快適に通行し、又は繁華街において安心して飲食、買物等を行うことができる商業環境を整備することが、繁華街の賑わい創出及び地域商業の活性化につながる、との考え方に基づき運用するものとする。
- (2) 繁華街における快適な商業環境の創出には、地域の特性に応じた商店会等の自主的な取組が不可欠であり、行政の主要な役割はその取組を支援するものであること。
- (3) 市、事業者等、商店会等及び市民等は、それぞれの役割を果たしつつ協働し、繁華街における快適な商業環境の整備に努めるものとする。
- (4) 本指針は、他の法令、条例等に優先するものではなく、何人に対しても何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

第3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者等 本市の区域内で事業活動を行う者又はその従事者をいう。
- (3) 商店会等 商店会、自治会その他の地域を主体に活動する団体をいう。

第4 市の責務

- (1) 市は、繁華街における快適な商業環境の創出のため、次に掲げる施策を実施するものとする。
 - ア 来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為の防止に関する意識の啓発
 - イ 路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する意識の啓発
 - ウ 自転車等の放置の防止に関する意識の啓発
 - エ 来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為の防止及び繁華街の環境美化活動に関する商店会等の自主的な活動に対する支援
- (2) 市は、前項の施策を推進するために必要があると認めるときは、埼玉県その他の関係行政機関又は関係団体と連携を図るよう努めるものとする。

第5 事業者等の責務

- (1) 事業者等は、来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為を行い、又はさせることがないよう努めるものとする。

(2) 事業者等は、その事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めるものとする。

(3) 事業者等は、市が実施する繁華街の商業環境整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6 商店会等の責務

(1) 商店会等は、その活動する地域において、来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為を行わせないための自主的な取組の推進に努めるものとする。

(2) 商店会等は、その活動する地域において、環境美化活動に努めるものとする。

第7 市民等の協力

(1) 市民等は、この指針の目的を達成するために市が実施する繁華街の商業環境整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この指針は、平成28年12月1日から施行する。